

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	佐藤	信秋（自民）	岩本	剛人（自民）	羽田	次郎（立憲）
理事	石井	浩郎（自民）	太田	房江（自民）	村田	享子（立憲）
理事	越智	俊之（自民）	酒井	庸行（自民）	里見	隆治（公明）
理事	永井	学（自民）	高橋	はるみ（自民）	山本	博司（公明）
理事	徳永	エリ（立憲）	豊田	俊郎（自民）	若松	謙維（公明）
理事	下野	六太（公明）	西田	昌司（自民）	石井	苗子（維教）
理事	梅村	聡（維教）	森	まさこ（自民）	串田	誠一（維教）
	赤池	誠章（自民）	和田	政宗（自民）	竹詰	仁（民主）
	赤松	健（自民）	岸	真紀子（立憲）	芳賀	道也（民主）
	今井	絵理子（自民）	古賀	千景（立憲）	吉良	よし子（共産）
						（会期終了日 現在）

（１）審議概観

第213回国会における本委員会付託案件は、令和４年度決算外２件（第212回国会提出）、令和４年度予備費関係６件（第211回国会提出）である。

審査の結果、令和４年度決算外２件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和４年度予備費関係６件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和４年度決算の審査〕

令和４年度決算外２件は、第212回国会の令和５年11月20日に提出され、12月11日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和６年４月１日に岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。

なお、同日の委員会において、１月26日に岸田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和３年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和３年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、鈴木財務大臣から説明を聴取した。また、令和３年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置に関して、堀田最高裁判所事務総長から説明を聴取した。令和３年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
(1) 令和3年7月、福岡県中間市において5歳の子供が保育所の送迎用バスに置き去りにされ熱中症で亡くなる事案が発生したことを受けて、政府は同年8月、子供の出欠状況に係る保護者への確認や職員間での情報共有等の安全管理の徹底に係る通知を発出したものの、4年9月、静岡県牧之原市において3歳の子供が認定こども園の送迎用バスで亡くなる同様の事案が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、現場任せの対応を続けていたことで、安全管理の徹底に係る通知の発出後も送迎用バスの置き去り事案が発生したことを重く受け止め、同様の事案が二度と繰り返されることのないよう、安全装置の導入支援等を速やかに進めるとともに、バス送迎における安全管理対策を徹底すべきである。	(1) 送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底については、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に基づき、所在確認や安全装置の装備の義務付け、安全装置の導入支援等を推進しているところである。 また、安全装置の装備状況の調査・公表、「こどもの事故防止週間」における広報啓発等にも取り組んでいるところである。 引き続き、同様の事案が二度と繰り返されることのないよう、バス送迎における安全管理対策を徹底してまいる所存である。
(2) 名古屋刑務所の刑務官22名が収容中の受刑者3名に対して暴行や暴言等の不適正処遇を行い、刑務官等33名が懲戒処分等となり、このうち13名が特別公務員暴行陵虐等の容疑で書類送検されたことは、極めて遺憾である。 政府は、平成13年及び14年にも受刑者死傷事案が相次いで発生した同刑務所において、刑事施設視察委員会の意見を施設運営に適切に反映できておらず、再び刑務官による不適正処遇が繰り返されたことを重く受け止め、全国の刑務所等において再発防止策を徹底し、被収容者への不適正処遇を根絶すべきである。	(2) 名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案については、二度とこのような事態が生じないよう、本事案を受けて設置した第三者委員会から提出された提言書を踏まえ、令和5年6月に組織風土の変革を含むアクションプランを策定し、刑事施設視察委員会制度の運用改善を実施するなど、全国の刑務所等において再発防止の取組を進めているところである。 引き続き、こうした取組を着実に実施するなど、被収容者への不適正処遇の根絶に向けて万全を期してまいる所存である。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴い1年延期して開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、不正行為により組織委員会の元理事らが相次いで起訴され、スポーツの価値を大きくおとしめたこと、大会経費について国として公表する仕組みがなく、組織委員会と会計検査院とで2,751億円もの相違があり、国民に十分な情報が提供されなかったことは、遺憾である。 政府は、多額の国費を投じ国を挙げて開催した大会の運営が透明性を欠く事態となったことを重く受け止め、不正行為については刑事手続等により明らかとなった事実に基づき法令上の責任を果たすとともに、今後開催される大規模な競技大会では組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を徹底し、再発防止に万全を期すべきである。	(3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営については、刑事手続等において国費が過大支出されていたことが明らかになった場合には、法令等に則って返還を命じる所存である。 また、令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を促すため、地方自治体に周知を行っているところである。 今後とも、指針の実効性を高める取組に努めてまいる所存である。
(4)ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ、組織の根幹を揺るがす決して許されないものであるにもかかわらず、元女性陸上自衛官が所属していた部隊で性被害を受ける事案が発生し加害者の隊員5名が懲戒免職処分とされたこと、ハラスメントが重大な問題となっていることを受け発出された防衛大臣指示による特別防衛監察で1,000件を超えるハラスメント被害の申出があったことは、極めて遺憾である。 政府は、従来のハラスメント防止対策の効果が組織全体に行き届いていないことを重く受け止め、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させ、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築し、防衛省・自衛隊におけるハラスメントを根絶すべきである。	(4)防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶については、防衛省ハラスメント防止対策有識者会議のハラスメント防止対策の抜本的見直しに関する提言等を踏まえ、ハラスメント防止対策検討チームを設置し、相談体制や教育の見直し等を行っているところである。 また、防衛大臣から、各機関等の長に対し、ハラスメントへの厳正な措置を求める指示を発出するとともに、ハラスメント防止に係るメッセージを全隊員宛てと指揮官・管理職宛てのそれぞれに発出したところである。 引き続き、隊員の意識改革や事案の迅速な解決体制の構築等の実行性のある防止対策を通じて、ハラスメントを一切許容しない環境を構築してまいる所存である。

4月8日以降省庁別審査を計6回行った後、5月27日には鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月10日には岸田内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和4年度決算審査における質疑の主な項目は、財政健全化に向けた取組方針、令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策、地方公共団体における標準準拠システムの移行支援の在り方、エネルギー価格・物価高騰対策などである。

同日の質疑終局の後、委員長より、令和4年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び8項目から成る令和4年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和4年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①紅麹原料を含む機能性表示食品による健康被害について、②東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続について、③羽田空港における航空機衝突事故について、④自衛隊において近年相次ぐヘリコプター墜落事故についてである。

次に、令和4年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について、②特殊詐欺の被害防止策及び若者を犯罪に加担させないための取組の徹底について、③地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援の強化について、④学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について、⑤日本年金機構のコールセンター機器群における不十分な情報セキュリティ対策について、⑥水田活用の直接支払交付金における不適正な交付及び収量把握について、⑦小型家電リサイクル推進事業の不十分な実績について、⑧防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態についてである。

次に、令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和4年度予備費の審査〕

令和4年度予備費関係6件のうち、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は令和5年3月17日、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書は令和5年5月23日、いずれも第211回国会に提出された。今国会の令和6年4月16日に衆議院から受領した後、5月24日に本委員会に付託され、5月27日、鈴木財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、令和4年度予備費関係6件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

5月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、田中会計検査院長から説明を聴取した。

また、6月10日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、①国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金について、②有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の状態について、③マイナポイント事業の実施状況等についてである。

（２）委員会経過

○令和6年4月1日（月）（第1回）

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和4年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和4年度決算外2件について岸田内閣総理大臣、鈴木国土大臣、坂本農林水産大臣、木原防衛大臣、上川外務大臣、小泉法務大臣、松村国土大臣、林内閣官房長官、斉藤国土交通大臣、武見厚生労働大臣、伊藤環境大臣、盛山文部科学大臣、加藤内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、松本総務大臣、堂故国土交通副大臣、田中会計検査院長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、清水真人君（自民）、永井学君（自民）、田名部匡代君（立憲）、横沢高德君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、山本香苗君（公明）、三浦信祐君（公明）、石井苗子君（維教）、梅村聡君（維教）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

- 令和4年度決算外2件に関し、令和3年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和3年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について鈴木財務大臣から説明を聴いた後、令和3年度決算審査措置要求決議について最高裁判所の講じた措置について堀田最高裁判所事務総長から説明を聴いた。

○令和6年4月8日（月）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について小泉法務大臣、武見厚生労働大臣、宮崎厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、生稲晃子君（自民）、羽田次郎君（立憲）、徳永エリ君（立憲）、塩田博昭君（公明）、窪田哲也君（公明）、清水貴之君（維教）、串田誠一君（維教）、芳賀道也君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年4月10日（水）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について松本総務大臣、土屋復興大臣、伊藤環境大臣、平木復興副大臣、八木環境副大臣、工藤内閣府副大臣、矢倉財務副大臣、小林参議院事務総長、岡田衆議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社専務執行役林俊行君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長谷川英晴君（自民）、山本啓介君（自民）、小沼巧君（立憲）、村田享子君（立憲）、吉川沙織君（立憲）、若松謙維君（公明）、下野六太君（公明）、高木かおり君（維教）、梅村みずほ君（維教）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

○令和6年4月15日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。

- 令和4年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について林内閣官房長官、松村国務大臣、加藤内閣府特命担当大臣、自見国務大臣、河野国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、新藤国務大臣、門山法務副大臣、安江文部科学大臣政務官、穂坂外務大臣政務官、倉田国立国会図書館長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、山田太郎君（自民）、岸真紀子君（立憲）、石垣のりこ君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、下野六太君（公明）、嘉田由紀子君（維教）、柴田巧君（維教）、竹詰仁君（民主）、紙智子君（共産）

○令和6年5月8日（水）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について鈴木財務大臣、齋藤経済産業大臣、上月経済産業副大臣、矢倉財務副大臣、石川内閣府副大臣、馬場総務副大臣、平沼内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行代表取締役総裁林信光君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

太田房江君（自民）、越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、古賀之士君（立憲）、若松謙維君（公明）、塩田博昭君（公明）、藤巻健史君（維教）、柳ヶ瀬裕文君（維教）、竹詰仁君（民主）、岩渕友君（共産）

○令和6年5月13日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 令和4年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について坂本農林水産大臣、盛山文部科学大臣、斉藤国土交通大臣、古賀内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣、古賀内閣府大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、安江文部科学大臣政務官、倉田国立国会図書館長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

酒井庸行君（自民）、赤松健君（自民）、古賀千景君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、山本博司君（公明）、里見隆治君（公明）、石井苗子君（維教）、金子道仁君（維教）、芳賀道也君（民主）、山添拓君（共産）

○令和6年5月20日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和４年度決算外２件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について上川外務大臣、木原防衛大臣、田中会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君、同機構理事宮崎桂君、同機構理事大場雄一君及び同機構理事井倉義伸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、高橋はるみ君（自民）、石橋通宏君（立憲）、小西洋之君（立憲）、新妻秀規君（公明）、宮崎勝君（公明）、青島健太君（維教）、金子道仁君（維教）、浜口誠君（民主）、山下芳生君（共産）

○令和６年５月２７日（月）（第８回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和４年度予備費関係６件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予算総則第２０条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
以上６件について鈴木財務大臣から説明を聴いた。
- 令和４年度決算外２件及び予備費関係６件について鈴木財務大臣、木原防衛大臣、上川外務大臣、松村国務大臣、自見内閣府特命担当大臣、小泉法務大臣、松本総務大臣、斉藤国土交通大臣、盛山文部科学大臣、坂本農林水産大臣、高市内閣府特命担当大臣、齋藤経済産業大臣、新藤国務大臣、武見厚生労働大臣、矢倉財務副大臣、濱地厚生労働副大臣、政府参考人、参考人日本銀行企画局長正木一博君及び独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長芦立訓君に対し質疑を行い、
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第２１１回国会提出）（衆議院送付）
令和４年度特別会計予算総則第２０条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増

額調書（第211回国会提出）（衆議院送付）

以上 6 件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、赤池誠章君（自民）、羽田次郎君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、石井苗子君（維教）、串田誠一君（維教）、竹詰仁君（民主）、浜口誠君（民主）、吉良よし子君（共産）

（令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 2））

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和 4 年度特別会計予算総則第 20 条第 1 項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維教、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告に関する件について田中会計検査院長から説明を聞いた。

○令和 6 年 6 月 10 日（月）（第 9 回）

— 締めくくり総括質疑 —

- 令和 4 年度決算外 2 件について岸田内閣総理大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、齋藤経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、盛山文部科学大臣、上川外務大臣、河野内閣府特命担当大臣、伊藤環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

令和 4 年度一般会計歳入歳出決算、令和 4 年度特別会計歳入歳出決算、令和 4 年度国税収納金整理資金受払計算書、令和 4 年度政府関係機関決算書を議決し、令和 4 年度決算審査措置要求決議を行い、

令和 4 年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和 4 年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、

松本総務大臣、盛山文部科学大臣、武見厚生労働大臣、坂本農林水産大臣、斉藤国土交通大臣、伊藤環境大臣、木原防衛大臣、河野デジタル大臣、松村国家公安委員会委員長、新藤国務大臣及び自見内閣府特命担当大臣から発言があった。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（委員長質疑）、岩本剛人君（自民）、赤松健君（自民）、徳永エリ君（立憲）、村田享子君（立憲）、下野六太君（公明）、清水貴之君（維教）、芳賀道也君（民主）、山添拓君（共産）

（令和４年度一般会計歳入歳出決算、令和４年度特別会計歳入歳出決算、令和４年度国税収納金整理資金受払計算書、令和４年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 なし

（令和４年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、公明、維教、民主、共産

反対会派 なし

（令和４年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維教、民主、共産

（令和４年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維教、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○令和６年６月21日（金）（第10回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）委員会決議

—令和４年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１ 新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正事案について

政府は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に検査促進枠を創設し、6,200億円を予算計上して令和３年12月から５年５月まで都道府県によるＰＣＲ検査等の無料化を支援した。しかし、実施事業者による不正申請が、６年３月末までに東京都において393億円、大阪府において81億円に上るなど全国で相次いでいることが明らかとなった。

政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、不正申請の調査を進める都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、感染症対策として緊急的に実施する事業において不正を防止するための制度設計を検討すべきである。

２ 特殊詐欺の被害防止策及び若者を犯罪に加担させないための取組の徹底について

不特定多数の者から現金等をだまし取る特殊詐欺について、令和5年の被害額は2年連続で増加して453億円に上り、特に架空料金請求詐欺の被害額は140億円と前年から39億円の大幅増加となった。また、SNS上で犯罪実行者を募集するいわゆる「闇バイト」に若者が応募し、特殊詐欺等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。

政府は、特殊詐欺の被害が深刻となっていることを踏まえ、取締りを徹底することはもとより、民間事業者との緊密な連携の下、被害の拡大が顕著な架空料金請求詐欺の手口に係る注意喚起等の被害防止策を更に推進するとともに、闇バイトがアルバイトではなく犯罪であることを周知徹底する広報啓発活動や不安定な就業状況にある若者への支援などを通じて、若者を特殊詐欺等に加担させないための総合的な取組を徹底すべきである。

3 地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化に向けた支援の強化について

政府は、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化について、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行する目標とともに、平成30年度比で情報システム運用経費等を少なくとも3割削減する目標を掲げて整備を進めている。しかし、令和6年3月の政府の公表では1,788団体の3万4,592システム中171団体の702システムが移行期限に間に合わない見込みであること、5年12月に政府が公表したガバメントクラウド先行事業の中間報告において8地域中5地域で現行システムをそのままガバメントクラウドに移行した場合、ランニングコストが増加することが明らかとなった。

政府は、期限ありきの移行による作業期間の集中が経費の増大や安定したシステムの運用に影響しかねないことを改めて認識し、各地方公共団体の実情に合わせた期限設定及び財政支援を行うとともに、地方公共団体とベンダーの経費削減交渉に係る仲介や、システム構築等に係る支援を強化すべきである。

4 学校における医療的ケア児に対する支援体制の整備について

文部科学省は、各教育委員会に対し、学校における医療的ケア児への対応の在り方を示したガイドライン等の策定を求めているが、同省の調査によると、令和5年4月時点でガイドライン等を策定している教育委員会は全体の22%にとどまっている。また、総務省行政評価局による調査では、小学校における医療的ケアの実施体制について、医療的ケア実施者を確保できていない事例や看護師の休暇時等において保護者の付添いが発生している事例等があり、在校時における発災への備えについては、医療器具等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない事例等が見受けられたことから、6年3月、総務省は文部科学省に対し改善を求める通知を发出した。

政府は、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、各教育委員会によるガイドライン等策定の促進や総務省による通知に基づく改善措置を徹底し、医療的ケア児が学校において適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう万全を期すべきである。

5 日本年金機構のコールセンター機器群における不十分な情報セキュリティ対策について

日本年金機構は、年金に関する電話相談に対応するため、情報セキュリティ対策の対象となる情報システムとしてコールセンター機器群（CC機器群）を運用している。会計検査院が検査したところ、CC機器群の調達や保守業務の外部委託に際してセキュリティ要件を定義せず、機構の情報セキュリティポリシーの適合性確認や外部委託の実施に係る仕様書案の審査を実施していなかったこと、CC機器群のOSについて、セキュリティパッチを適用するなどのぜい弱性対策を実施していなかったことから、ポリシーに基づく適切な情報セキュリティ対策が講じられておらず、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた事態が明らかとなった。

政府は、機構がこれまで個人情報流出事案を発生させていることや、内部監査によってCC機器群

にぜい弱性があることを把握しながら十分な対策を講じていなかったことを踏まえ、機構において、保護の必要性の高い年金個人情報を取り扱っていることが十分に認識され、外部の環境変化や情報技術の進展に応じた継続的な見直しによって万全な情報セキュリティ対策が徹底されるよう指導監督すべきである。

6 水田活用の直接支払交付金における不適正な交付及び収量把握について

農林水産省は、主食用米を作付けしない水田において、麦や大豆等の対象作物を生産する農業者に対して水田活用の直接支払交付金を交付している。令和2年度及び3年度に交付された交付金について会計検査院が検査したところ、水稻の作付けが困難な農地は交付対象から除くこととされているにもかかわらず、他の国庫補助金等によりビニールハウス等の園芸施設が設置されていて実質的に水稻の作付けが困難な農地に対して交付金が交付されていた事態、対象作物の収量が相当程度低い場合も交付対象から除くこととされているにもかかわらず、地方農政局等において対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付金が交付されていた事態等が明らかとなった。

政府は、水田を活用して麦や大豆等の国内生産拡大を推進する交付金の制度趣旨が地方農政局等において徹底されていないことを踏まえ、水稻の作付けが困難な農地に係る判断基準を明確化して関係者に周知するとともに、交付対象農業者の収量が適切に把握されるよう取り組むべきである。

7 小型家電リサイクル推進事業の不十分な実績について

環境省は、使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、回収量の増加等に向けた市町村への支援事業や調査・検討等を行う小型家電リサイクル推進事業を実施しており、平成24年度から令和4年度までに35億円を超える予算が執行されている。しかし、平成25年策定の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」で掲げた使用済小型電子機器等の回収・再資源化量を年間14万トンとする目標について、直近の令和4年度で8.9万トンにとどまるなど、これまで一度も達成することなく期限の先送りを繰り返していることが明らかとなった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、回収・再資源化の実績が不十分であることを重く受け止め、目標未達の原因分析や一者応札の改善、行政事業レビューシートに係る透明性向上を図った上で、市町村と関係事業者の連携による好事例の周知等を通じて早期に目標を達成し、使用済小型電子機器等のリサイクルをより一層促進すべきである。

8 防衛省の契約において予定価格の過大積算が繰り返されている事態について

令和4年度決算検査報告では、防衛省地方防衛局が契約した建設工事等に伴う警備業務契約に係る警備労務費の予定価格の積算について5億2,550万円過大となっていることが指摘された。同省の予定価格の積算については、平成28年度の海上警備業務、30年度の航空機騒音自動測定装置等の保守点検業務、令和3年度の建設工事に係る道路清掃員費及び各駐屯地等における給食業務等の部外委託など近年の検査報告において同様の指摘が繰り返されており、平成28年度から令和4年度の検査報告におけるこれらの事態に係る指摘金額の合計は、11億6,040万円に上っている。

政府は、防衛関係費の大幅な増額が見込まれる中、これまで以上に適正かつ効率的な予算執行が求められることを肝に銘じ、防衛省において類似の不適切な契約がないか検証を行った上で、監査法人等の部外の知見や各種デジタル技術を取り入れるなど内部監査機能を強化し、再発防止に万全を期すべきである。